

「開発事業の手続及び基準に関する条例（開発条例） 施行規則」のうち自動車駐車施設に係る規定を改正します

1. 改正の目的

- 本条例は、開発行為や中高層建築物の建築など、周辺環境に影響を及ぼすような土地利用を計画する場合の必要な手続きや基準を定めており、基準の一つとして、共同住宅等を計画する際、住居戸数に応じた駐車台数の設置（居住者用、来客用、サービス用）を指定しています。
- 近年のインターネット取引の普及等に伴う配送需要の増加等に対応するため、国が「標準駐車場条例」を改正したことに伴い、本市においても規則等の改正を行うものです。

2. 主な改正内容

1. 共同住宅等のサービス用自動車駐車スペースの変更

令和8年10月1日以降の事前届の提出が対象

- 開発条例第51条第3項（サービス用自動車駐車スペースの規定）が委任する規則第29条第2項を改正し、台数の設置基準を変更します。
- 併せて、「自動車駐車施設及び自転車駐車施設の設置に関する基準」（以下、「駐車施設基準」といいます）（市民生活あんぜん課所管）を改正し、駐車スペースの高さの基準を変更します。

(1) サービス用駐車スペースの台数の基準の変更

規則第29条第3項の改正

- これまでは50戸以上の共同住宅等については戸数によらず1台以上としていましたが、100戸あたり1台を基本とし、これに加えて大規模な共同住宅等については通減措置を設ける改正を行います。

■改正後の台数の基準

戸数	サービス用駐車施設台数
49戸以下	設置義務なし
50戸以上400戸以下	戸数×1%
401戸以上800戸以下	4台+(戸数-400)×0.5%
801戸以上	6台+(戸数-800)×0.25%

【参考】台数の一例

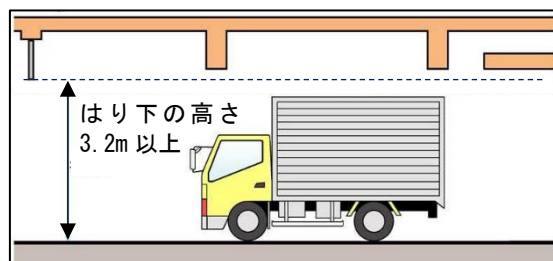
戸数	サービス駐車施設台数	
	現行	改正案
50戸	1台	1台
100戸	1台	1台
200戸	1台	2台
400戸	1台	4台

(2) サービス用駐車スペースの高さの基準の変更

駐車施設基準の改正

- 近年の市街地で使用されている配送車両（2トン車）の規格を踏まえ、高さの基準を改正します。

	幅	奥行き	高さ
改正前	3.0m以上	7.7m以上	3.0m以上
改正後	3.0m以上	7.7m以上	3.2m以上



お問い合わせ先(大和市役所)

大和市中鶴間一丁目1番1号 本庁舎4階
まちづくり計画課（電話）046-260-5430

開発条例のHPはこちら→



※ ただし、サービス用駐車施設の附置義務台数に0.4を乗じて得た台数（小数点以下の端数切り捨て）については、2.5m×6.0m以上とすることができます。